

越前町空き家住まい支援事業補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第10号

(目的)

第1条 この告示は、空き家住宅の有効活用を図りつつ、越前町への移住者の定住促進及び子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員等の住環境の向上を図ることを目的に、子育て世帯等に対して、越前町空き家住まい支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 移住者 現に町内に住所を有していない者、又は、町内に住所を有して3年を経過しない者とする。ただし、県外から県内の大学等に進学した学生が、県内の企業に就職した場合には、卒業後3年以内の者とする。

(2) 子育て世帯 補助金の交付を受けようとする年度（地方自治法（昭和22年法律第102号）第208条第1項の規定による普通地方公共団体の会計年度をいう。）において、満年齢18年を迎える子と同居している世帯とする。

(3) 新婚世帯 婚姻届を提出し、受理されてから3年を経過しない夫婦からなる世帯とする。

(4) 進出企業の従業員等 町内に進出してから3年を経過しない企業等の従業員又は町内の地場産業（農林水産業含む）に従事して3年を経過しない者とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、10年以上居住する見込みのある者（ただし、第3号については、この限りでない。）で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 空き家購入への補助
 - (ア) 空き家を購入する移住者
 - (イ) 空き家を購入する子育て世帯
 - (ウ) 空き家を購入する新婚世帯
 - (エ) 空き家を購入する進出企業の従業員等
 - (2) 居住者（リフォーム後に居住予定の者を含む）による空き家リフォームへの補助
 - (ア) 空き家を購入又は賃借しリフォームを行う移住者
 - (イ) 空き家を購入又は賃借しリフォームを行う子育て世帯
 - (ウ) 空き家を購入又は賃借しリフォームを行う新婚世帯
 - (エ) 空き家を購入又は賃借しリフォームを行う進出企業の従業員等
 - (3) 所有者による空き家リフォームへの補助
 - (ア) 空き家のリフォームを行い賃貸する所有者
- 2 前項各号に掲げる補助対象者は、次の各号に該当する者とする。
- (1) 町税に滞納がない者
 - (2) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を同一の住宅で受けたことのない者
- 3 国又は地方公共団体等の他の補助事業により補助金等が交付される者は、この告示による補助を申請することはできない。ただし、この告示による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。
- (補助対象住宅)
- 第4条 補助の対象となる住宅は、越前町空き家情報バンク（越前町「空き家情報バンク」制度要綱（越前町告示第36号）第2条第3号の空き家情報バンクをいう。）に現に登録されている1戸住宅とする。
- (空き家購入への補助)
- 第5条 補助の対象となる空き家の購入は、子育て世帯、移住者、新婚世帯、進出企業の従業員等が居住するため、空き家の所有者と売買契約を締結しているものとする。

2 補助金の額は、空き家の購入金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、補助金の上限は30万円とする。

3 空き家購入に係る補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。
（空き家リフォームへの補助）

第6条 補助の対象となる空き家のリフォーム工事（以下「対象工事」という。）は、空き家の質を向上させるための工事で、次の各号のいずれかに該当する工事とする。ただし、改修後の延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されるものに限る。

（1） 空き家の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事（以下「修繕等」という。）

（2） 空き家に一部を増築する工事及び一部を改築する工事。ただし、増築、改築部分の床面積が既存住宅の2分の1を超える工事を除く。

2 次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は補助対象としない。

（1） 建物の解体、除却のみを行う工事

（2） カーテン、家具、調度品等の購入・設置

（3） 家庭用電化製品の購入・設置

（4） 太陽光発電設備の設置

（5） CATV（有線放送）、電話、インターネットの接続配線工事（更新及び修繕を含む。）

（6） 維持管理工事（点検、清掃、消耗品の交換、及び故障修理）

（7） 障子・ふすまの張り替え、畳の表替え等軽微な修繕等

（8） 附属建築物の修繕等

（9） 対象工事のうち、国又は地方公共団体等の他の補助事業により、補助金等を受けるもの

3 補助金の額は、対象工事に要する費用及び諸経費を合計した額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に3分の1を乗じて得た額（1,

000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、30万円を限度とする。

- 4 空き家リフォームに係る補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(空き家購入への補助に係る申請書の審査)

第7条 空き家購入への補助金を受けようとする者(以下「購入対象者」という。)は、越前町空き家住まい支援事業補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1号。以下「交付申請書兼完了実績報告書」という。)に別表第1に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、交付申請書兼完了実績報告書のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

- 3 町長は、交付申請書兼完了実績報告書を受理したときは、審査を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、越前町空き家住まい支援事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(空き家リフォームへの補助に係る申請書の審査)

第8条 空き家リフォームへの補助金を受けようとする者(以下「リフォーム対象者」という。)は、越前町空き家住まい支援事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)に別表第2に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、交付申請書のほか必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

- 3 町長は、交付申請書を受理したときは、審査を行い、その内容が適正であると認めたときは補助金の交付決定を行い、越前町空き家住まい支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- 4 リフォーム対象者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(変更及び辞退)

第 9 条 前条第 3 項の通知を受けたリフォーム対象者が、申請の内容を変更する場合は、越前町空き家住まい支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第 6 号）に別表第 2 に掲げる関係書類のうち変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、越前町空き家住まい支援事業補助金計画変更承認通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

3 前条第 3 項の通知を受けたリフォーム対象者が申請を辞退する場合は、速やかに越前町空き家住まい支援事業補助金辞退届（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

（交付申請書の受付期間）

第 1 0 条 交付申請書受付期間は、別に定める日までとする。

（工事の完了期限）

第 1 1 条 リフォーム対象者は、別に定める日までに工事を完了しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第 1 2 条 リフォーム対象者は、対象工事が完了したときは、速やかに越前町空き家住まい支援事業補助金完了実績報告書（様式第 9 号。以下「完了実績報告書」という。）に別表第 3 に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、完了実績報告書のほか、必要な書類を提出させ、又はその一部を省略させることができる。

3 町長は、完了実績報告書を受理したときは、審査を行い、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、リフォーム対象者に対して越前町空き家住まい支援事業補助金額の確定通知書（様式第 1 0 号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第 1 3 条 購入対象者は第 7 条第 3 項の通知、リフォーム対象者は前条第 3 項の通知を受けたときは、速やかに越前町空き家住まい支援事業補助金交付請求書（様式第 1 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに購入対象者、リフォーム対象者に対して支払を行うこととする。

(調査等)

第14条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、工事に関しての調査等を行うことができる。

(交付の取消し)

第15条 町長は、購入対象者、リフォーム対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第3項又は第8条第3項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの告示に違反したとき。

2 町長は、前項の交付決定の取消しを行った時は、越前町空き家住まい支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、越前町空き家住まい支援事業補助金返還命令書(様式第13号)により、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(書類の保管)

第17条 購入対象者及びリフォーム対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第18条 町長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供

することができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(越前町U・Iターン者空き家住まい支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 越前町U・Iターン者空き家住まい支援事業補助金交付要綱(平成27年越前町告示第36号)は廃止する。

附 則(平成31年4月1日告示第14号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第15号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

交付申請書兼完了実績報告書に添付する書類	
(1)	売買契約書の写し
(2)	住宅の取得時の写真(住宅全体に係る部分)
(3)	付近見取図
(4)	移動後の住民票の写し等※1
(5)	誓約書(様式第14号)
(6)	同意書(様式第15号)
(7)	完納証明書

別表第2 (第8条関係)

交付申請書に添付する書類	
(1)	リフォーム工事概要書(様式第4号)
(2)	工事着工前の写真(住宅全体及び対象工事に係る部分)
(3)	図面(付近見取図、配置図、工事の内容が分かる工事前後の図)

面（平面図、立面図、断面図等））

- (4) 工事見積書の写し
- (5) 賃借の場合については、賃貸借契約書の写し（賃貸借契約書には、造作買取請求権の放棄※2の記載があること）
- (6) 賃借の場合については、賃貸人の改修承諾書
- (7) 誓約書（様式第14号）
- (8) 同意書（様式第15号）
- (9) 完納証明書

別表第3（第12条関係）

完了実績報告書に添付する書類

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 対象工事部分の前後の写真
- (4) 移動後の住民票の写し等※1
- (5) 賃借の場合については、賃貸借契約書の写し（交付申請時に提出している場合を除く。）（賃貸借契約書には、造作買取請求権の放棄※2の記載があること）

※1 ① 移住者の場合 住民票に移動前は町外の居住であることが記載されていること（住民票により移動前の町外居住が確認できない場合については、これにかわる書類）

② 子育て世帯の場合 住民票に18歳になった日の属する年度の3月31日までの子どもと同居していることが記載されていること

③ 新婚世帯の場合 戸籍謄本や婚姻届受理証明書等により婚姻した日が記載されていること

④ 進出企業の従業員等の場合 会社の定款、雇用証明書等

※2 造作買取請求権の放棄 賃貸人が改修費用を負担する場合、契約終了後において、その改修によって増加した財産については賃貸人のものとする内容